

## 第5 本事業のサービス対価予定額

市は、次の額を本事業におけるサービス対価予定額とする。

金 32,743,931,000 円（税抜き）

金 35,363,445,480 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 第6 応募者の選定方法

### 1 選定方式

本事業は、エリアマネジメントの観点から地域の公益性を重視した公共施設再配置を実施するため、性能発注及び性能評価の特性を活かせる公募型プロポーザル方式により行うものとする。

### 2 選定方法

応募者の選定については、「参加資格審査及び競争的対話」と「企画提案書等」の審査により行う。具体的な選定基準は、優先交渉権者選定基準【別添資料3】に示すとおりとする。

### 3 有識者会議（仮称）と選定委員会（仮称）

応募者の選定を公平かつ適正に実施するため、企画提案書等については、まず弁護士、会計士、建築士等で構成される「有識者会議（仮称）」が専門的見地から審査し、その講評について市が設置する「選定委員会（仮称）」へ答申する。

その後、選定委員会（仮称）は、応募者による公開プレゼンテーション、応募者ヒアリングを踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

有識者会議（仮称）及び選定委員会（仮称）の構成員は、優先交渉権者等の公表時に発表する。

### 4 応募者による公開プレゼンテーション

本事業は、『西尾市公共施設再配置基本計画（平成24年3月26日策定）』で示す市民協働等の理念から、応募者による公開プレゼンテーションを行う。公開プレゼンテーションの詳細については、参加資格確認通知時に合わせて通知する。

### 5 応募者に対するヒアリング

選定委員会（仮称）は、有識者会議（仮称）の答申に基づき、応募者の提案内容について個別にヒアリングを行う。ただし、選定委員会（仮称）では、プレゼンテーションを行わないものとする。ヒアリングの詳細については、応募者に個

別に通知する。

## 6 審査結果

市は、選定委員会（仮称）による審査結果に基づき優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果及び評価を市のホームページに公表し、個別に応募者へ通知する。なお、市は提案内容によりPFI法に基づき実施することが適切でないと判断した場合には、優先交渉権者等を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととする。この場合は、速やかに公表するとともに、応募者に個別に通知する。

## 第7 事業契約の締結

### 1 契約について

市は、契約に向けて必要な事項を定める基本協定を優先交渉権者と締結し、提案内容及び提案対価について交渉を行う。ただし、優先交渉権者との交渉が成立しない場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして交渉を行う。その後、交渉が成立した場合は、優先交渉権者（次点交渉権者）が設立した特別目的会社と仮契約を締結し、市議会の議決がなされたときに本契約締結とする。

### 2 事業契約書の作成

市と優先交渉権者は、事業契約書（案）【別添資料2】をひな形に契約交渉を行い、事業契約書及びリスク分担表の作成を行うものとする。また、事業契約書等の作成には、弁護士等の意見を聞くことができるものとする。

### 3 事業契約書の締結

市は、事業契約締結に関する議案を西尾市議会平成28年6月定例会までに提出予定とし、市議会の議決がなされたときに本契約締結とする。

### 4 契約保証金

特別目的会社は、開発不動産の買取に係る費用に消費税及び地方消費税を加算した額の10%相当以上の契約保証金を本事業契約締結時までに市に納付するものとする。

ただし、事業契約書（案）【別添資料2】第117条の履行保証保険を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を納めないことができる。